

法務研修セミナー 第33回報告 退職記念講演

法科大学院で教えたかったこと、伝えなかったこと

中京大学法科大学院 教授

加 納 駿 亮

1 はじめに

こうして会場を見渡しますと、懐かしい顔がたくさん見えます。皆さんには、土曜の午後、お忙しい中をこのセミナーにご参加いただきまして、有り難うございました。3月のこの時期は、あちこちで卒業式が行われております。私は、平成16年4月、この法科大学院ができました時に、ここで教鞭を執ることになりました。それから丸9年の歳月が流れ、私自身もこの法科大学院を去る時を迎えました。今、振り返ってみますと、「9年もよく続いたな」という思いと、「いや、あつという間に9年も過ぎたな」という思いが相半ばいたします。本日は、私の退職に際し、多くの方々のご好意により、このセミナーでお話する機会を与えていただきました。この法科大学院を私が卒業するに当たっての感謝の気持ちを込めて、暫くの時間をお借りしたいと思います。本日のテーマは、「法科大学院で教えたかったこと、伝えなかったこと」としております。どういうことかと言いますと、私は、検察実務家教員として法科大学院の教壇に立つことになりましたが、以来、退職する今日まで、いまだに、明解な結論に行き着くことができなかったことがあります。それは、法科大学院教育における「検察実務家教員の果たすべき役割とは何か」ということであります。私は、この法科大学院での授業その他の活動を通じ、多くの学生の皆さんの学習の場に関係してきました。そこで検察実務家教員としての私は、学生の皆さんのために、果たして、何ができたのだろうか、少しでもお役に立つことができたのだろうか、という思いが、まず、胸をよぎります。様々な反省の思いを込めて自問自答するところです。法科大学院の学生の目標は、大づかみに言えば、卒業後の司法試験受験を経て法曹を目指すことにあると言ってもよいでしょう。そのため、学生が司法試験受験科目となる法律基本科目等の学習に集中するのは、至極当然であり、望ましいことでもあります。そうした状況の中で、私の場合のように、検察実務家教員として、例えば、1年生では法曹職入門Ⅰ、2年生では経済刑法、3年生では捜査公判論というように、司法試験受験科目とは直接関係のない科目を担当する教員の果たすべき役割は一体何か、という問題があります。法科大学院における教育の中核は、「法理論と実務との架橋」を強く意識した教育にあると言われます。ところが、刑事法の分野は、法理論と実務との乖離が最も大きいところで、刑事訴訟法の教科書を学んだだけでは、刑事司法、中でもその中核をなす検察実務の実際を知ることはできません。また、検察

実務の実態は一般社会にもよく知られておりません。そういう意味で、私自身が長い検察官生活の中で、様々な刑事事件の処理などを通じて体験した検察官としての在り方、検察官の生き甲斐、検察官の喜びなど、実際の検察官の仕事ぶりや心意気をできるだけありのままに学生の皆さんに伝えたいと思ったわけです。私に与えられたこうした役割をこの場でも少しでも果たすことができたらと思ひ、近年の検察の状況などを踏まえながら、話を進めてみようと思ひます。

2 検察の正義の失墜・特捜検察で何故こうした失態が生じたか

(1) 検察を語る時、「検察の正義」ということがよく言われます。何が正義か、ということは、その立場の違いによって様々な意見があるところです。私は、「検察の正義」とは、裏を返して言えば、検察が、正義の検察であるための拠り所を問うものであろうと思ひます。それは、正しく検察の精神と基本姿勢を指すのであり、端的に言えば、「検察は国民全体の奉仕者として、厳正公平、不偏不党を旨とし、法と証拠に従って公正誠実に職務を行う」ということであらうと思ひます。このことは、長年にわたる検察の伝統として、先人のためまぬ努力によって築かれ、受け継がれて来たものです。それゆえ、国民一般の素朴な感情としても、検察は国民のため、そこに犯罪がある限り、相手がいかなる権力者であらうとも、法と証拠に従い、敢然として悪を糾す正義の検察であつて欲しいという強い期待があり、また、多くの検察官もそうありたいと願つてきたわけですから。ところが、ここ数年、検察の現場で幾つかの重大な不祥事が発生しました。その最たる事案が、平成22年に明るみとなった大阪地検特別捜査部（一般に、特捜部と呼ばれる）主任検事による証拠物であるフロッピーディスクのデータ改ざん事件とその犯罪行為を隠蔽しようとしたとされる上司の特捜部長及び同副部長による犯人隠避事件であります。この事件では、本来、法と証拠に従って公正誠実にその職務を行うべき主任検事が、あろうことか、証拠を改ざんして、罪なき人を罪に陥れようとし、上司の特捜部長らもこの不正を糺すどころか、却つて、これを隠蔽しようとしたとして、いずれも、検察自らが逮捕して起訴するという検察史上、痛恨の事態に至りました。検察の根幹を揺るがすこの事態に対し、国民からは、検察は一体何をしているのか、「検察の正義」は地に落ちた、失墜したと、社会を挙げての大変厳しい指弾を受けているわけです。検察として、正に、痛恨の事態と言わざるを得ません。私も長らく検察に身を置き、大阪の特捜検察に携わつてきた者の一人として、今回の事態の発生は、真に心の痛むところです。検察が国民の信頼を失うという事態は、検察として、組織の存亡に関わる大問題というにとどまらず、法曹界はもとより、国民全体にとつても極めて重大な問題です。そこで、今、何故、検察にこうした危機的事態が生じたのか、そして、検察はこの苦境を克服して再生することができるのか、その道筋は一体どのようなものかについて、様々な角度から真剣に検討してみる必要があると思ひます。

(2) そこで、まず、検察に何故このような問題が生じたのか、という点から考えてみたいと思ひます。こうした不祥事が生じた際に、その原因についての最も単純明快な発想は、この事件で刑事責任を問われた当事者の主任検事や直属上司の特捜部長・同副部長らに検察官として在るべき資質が欠けていたとする見解です。事の原因は、検察の組織やそのシステム、あるいは、検察官一般の問題ではなく、違法行為に関与した個々の検察官の問題であるとするものです。言われてみれば、確

かに一理はあるのですが、到底、大方を納得させるような説得力はありません。何故かという、当該主任検事は、東京・大阪両地検の特捜部で検事としての経験を積み、本件事件当時は、大阪地検特捜部の主力を担う検事として、本件事件の主任検事にも指名された内部評価の高い検事です。また、特捜部長及び副部長に至っては、検察官としての実績や特捜検察での経験などを踏まえ、その人物・指導力ともに優れていると評価されたからこそ、その地位にあったわけです。このように、検察の組織の中では、検察官として高い資質を備えた優秀な検事という評価を受けた検事が検察の根幹を揺るがすような大事件を引き起こしたわけですから、もとより、これを個人の責任の問題だけに矮小化することはできません。これまでの検察官の人事評価のシステムやその昇進の在り方などが検討されなければならないでしょう。

(3) ここで、話の視点を少し変えてみます。私は、この問題の背景には、検察官司法と言われる日本の刑事司法の在り方が深く関係していると考えます。どういうことかと言いますと、この世の中では、日々数多の犯罪が起こります。これら犯罪は、主として、まず、警察が捜査して犯人を検挙し、原則として、すべての事件が検察官に送致される（全件送致主義）というのが、刑事訴訟法の建前です。警察は、通常の犯罪の捜査に関し、広範な権限と多数の人員を有する強大な組織です。ただ、警察は、犯罪を捜査し、犯人を摘発・検挙して検察官に送致することはできるのですが、その事件を処分する、すなわち、その事件の起訴・不起訴を決する権限はありません。この事件処分の権限（公訴権）は、検察官のみにあり、検察官が独占（起訴独占主義）しております。また、検察官は、たとえ、犯罪事実が証拠により認められる場合でも、犯人の境遇や犯情を考慮して起訴しないこともできる（起訴便宜主義）とされています。したがって、検察官が起訴した事件のみが裁判所の審判の俎上に上るわけで、それ以外の事件は、原則として、検察官の不起訴処分です。近年の全国の検察庁における各年の事件処理の状況によれば、裁判所の公開の法廷で裁判が行われる公判請求事件は、検察庁全体の処理人員の7～8%、簡裁での書面審理で罰金刑の略式命令が発せられる略式起訴が全体の27～28%、少年等に係る家裁送致が全体の9～10%、不起訴が全体の55～56%で、そのほとんどが起訴猶予となっています。この数字を見てもお分かりのとおり、私どもが見慣れた法廷での裁判が行われる事件は、検察庁受理事件の内、わずか7～8%に過ぎません。しかも、検察官が起訴した事件の有罪率は極めて高く、概ね99%を超えております。高名な刑事法学者は、この現象を称して、「我が国の刑事裁判の状況は絶望的である」「日本の刑事裁判は、有罪無罪を審理するのではなく、有罪を確認する場である」と評しております。いずれにしましても、我が国の刑事司法が検察官司法と言われる理由の最たるものが今申し上げたような点にあるわけです。ただ、検察官の起訴した事件の有罪率が極めて高いことをこのようにマイナスに評価することには、検察官の立場からは異論のあるところですが、我が国の検察官は、的確な証拠によって有罪判決が得られる高度な見込みのある場合に限って起訴することにしてはいます。検察官に与えられた公訴権を厳格に運用し、起訴事件を厳選しているわけですから、有罪率が極めて高いのは、当然の結果というわけです。私は、検察官には公益の代表者の立場から実体的真実を追究することが求められているため、検察官自身が有罪の確信が持てない以上、その事件を起訴するのは相当でないと考えております。このように、検察官は公訴権を独占し、厳格に運用をしてきたわけで

すが、これに加えて、検察官は必要と認めるときは、いかなる犯罪についても自ら捜査することができる（刑事訴訟法191条、検察庁法6条）。ですから、検察官は、必要とあれば、いかなる事件でも自ら捜査することができるし、それらの事件の処分権限も併せてその手中にあるわけです。これらのことが特捜検察ではいかなる意味を持つか考えてみましょう。今、特捜部は、東京・大阪・名古屋の3つの地方検察庁にあります。その中でも、東京地検特捜部は、世上、マスコミ等により「日本最強の捜査機関」と呼ばれてきました。殊に、特捜部の行う独自捜査の事件は、警察等の手を一切借りず、検察官が検察事務官の助けを借りながら、捜査の端緒の把握から内偵捜査を経て被疑者の逮捕等を含む強制捜査を実施して捜査を遂げ、さらに、その事件の処理まですべてを行うわけです。こうしたシステムの下で、特捜部は、政財界の要人の絡む事件や贈収賄事件、大規模な経済事件のように社会の耳目を集める数々の事件を手がけてきました。特捜部がなぜ最強の捜査機関と言われるのか、その根源は、正に、事件捜査の権限と事件処分の権限の両者を同一の検察官の組織（特捜部）が握っているところにあります。こうした例は、特捜部の独自捜査以外にはありません。もちろん、検察には、上司・上級庁による決裁制度がありますので、そうした内部チェックは当然受けませんが、検察における決裁制度の本質は、検察官の意思決定を適正ならしめるための「助言と承認」を内容とするものとされており、基本的には、主任検事の意見が法と証拠に照らし適正であるときは尊重されるシステムとあって差し支えないと思います。こうした独自捜査の場合に、時々、特捜部の検察官が被疑者に対し、「私は君の生殺与奪の権を握っているんだよ」、「あなたの処分は私の一存でどうにでもなるんだよ」などと言って自白を強要したというような話が公判段階で被告人や弁護人から主張され、新聞等マスコミ報道を通じて社会の目に触れることがあります。取調室という密室でのやりとりですから、その真偽は必ずしも明らかとは言い難いものの、中には、恐らく、それに近い言動をした検察官もいたのではないのでしょうか。事件捜査の権限と事件処分の権限の両者を一手に握っているという自己完結型システムへの過信と検察官としての未熟さ故の傲りが、時に、こうした不適切な言動となって出てきたのではないかと危惧するわけです。最近、取り調べの可視化ということが盛んに言われるようになりました。捜査は、秘密が原則ですから、取調室で検察官と被疑者が1対1で相対峙する取調べの中で、強力な検察官の攻勢にさらされる被疑者の立場は、極めて厳しい状況に置かれるものであらうと思われまます。特捜検察がなぜ強力なのか、今、その強みの主要な源泉をお話したわけです。

(4)そこで、特捜検察を代表する東京地検特捜部の歴史を振り返ってみますと、戦後、昭和22年の発足以来、様々な著名事件を処理して来ましたが、その中には、無罪となった事件も何件もあり、必ずしも栄光の歴史を歩んだというわけではありません。ところが、この流れを大きく変えたのが、昭和51年に、前総理田中角栄らを摘発検挙したロッキード事件でした。一国の総理経験者、しかも、当時、絶大な権力を振るっていた田中角栄を、遂に、検察は追い詰め、逮捕し起訴したわけです。正に、「巨悪を眠らせない検察」をみごとに実践したとして、検察は、国民の共感と信頼を得るとともに、マスコミの称賛を浴び、検察全体がその高揚感に包まれたわけです。この事件は、東京地検特捜部はもとより、特捜検察にとって、輝かしい最高の成功体験として、その歴史に刻まれ、その後の特捜検察に深く根付いてきたわけです。ただ、このロッキード事件の贈収賄罪立証の公判で

は、一審の東京地裁、控訴審の東京高裁ともに、被告人・弁護人らによるアリバイの成立に絡めた無罪主張が展開され、検察は、薄氷を踏む思いでの懸命な反証活動により、この主張の排斥に成功し、有罪判決を得ております。有力政治家の日々の日程は極めてタイトで、秘書などにより、分刻みで管理されておりますので、贈収賄罪での金銭の授受など両者の接点の日時が30分違ってても犯行が不可能となるような場合があります。このロッキード事件以降、東京地検特捜部が捜査した政治家絡みの事件では、完全無罪判決が出たことがないこともあって、「特捜不敗神話」をも生むことにもなりました。犯行時期の特定をめぐるアリバイ主張の反証に成功したのがこの例、逆に、厚生労働省の現職女性局長を虚偽有印公文書作成、同行使の共犯として逮捕・起訴するに当たり、犯行時期特定の詰め捜査を怠り、主任検事が苦し紛れに、これに関係する証拠物のフロッピーディスクのデータに手を加えるという禁じ手を犯したのが、大阪地検特捜部のこの度の大失態と評してもあながち失当とは言い難いところです。こうして、ロッキード事件での成功体験が、いつしか、特捜検察の神話となって、後々、この事件のことを直接知らない世代の検事にも大きな影響を及ぼすことになったと考えるわけです。特捜部は、相手が最高権力者の総理総裁であろうとも、そこに犯罪がある限り、自ら捜査し起訴することができる、特捜検察にやれないことはないという、一種、「特捜検察万能論」のような特権意識が一部の検察官の心中に芽生えたとしても不思議ではないかもしれません。

3 日本最強の省庁大蔵省（財務省）と検察との協力関係

そこで、話を前に進めて、特捜検察が何故最強の捜査機関となり得たのか、別の角度からお話してみたいと思います。ご承知のとおり、我が国の官僚組織の中で、日本最強の省庁・官庁の中の官庁と呼ばれるのが、かつては大蔵省、現在の財務省です。平成13年の中央省庁再編で大蔵省から金融監督行政が内閣府の金融庁に移され、残る権限が財務省の所管とされたわけですが、現在でも財務省は、我が国最強の官庁と言ってよいでしょう。何故ならば、国家財政の基礎となる国税徴収の権限と国の予算編成に当たって各省庁等の概算要求を査定する予算編成の実質とを一手に司る官庁だからです。金を集める権限とこれを配分する権限を仕切る省庁の力が強いのは見やすい道理です。歴代政権をみましても、内閣の中核たる内閣官房の主要ポストには、財務省（大蔵省）・厚生労働省・警察庁などから有力な官僚が送り込まれております。そこで、最強の省庁の大蔵省（財務省）と、検察、特に、特捜検察とが手を組んだ時に、そこにいかに強い力が生まれるかということです。では、いかなる制度・仕組みの中でそうした連携・協力が行われているか見てみましょう。大蔵省（財務省）の外局に、国税庁があります。国税庁の下には全国に11の国税局と沖縄国税事務所が置かれ、その傘下に524の税務署と約56000人余の職員がおります。国家にとって大変重要な権限である国税の徴収を行うため、強力な権限と多数の職員を有する組織です。この国税と検察は、国税の脱税事件の摘発や処理を通じて、長年にわたり密接な協力関係を築いてきました。国税の脱税事件は、各国税局に置かれた査察部又は調査査察部が担当します。一方、検察では各地検に置かれた財政経済係検事の所掌事件とされていますが、特捜部の置かれた東京・大阪・名古屋の3地検では、この財政経済係検事は特捜部に置かれています。所得税、法人税、相続税、消費税等国税の

脱税事案は、その内容・程度により、その多くは、税務署の段階で、納税義務者に修正申告をさせ、加算税・重加算税等のペナルティを課して処理しておりますが、悪質性の高い事案や規模の大きい事案は、一罰百戒の見地から国税局査察部（調査査察部）が強制調査権をも行使できる犯則調査を行って、犯則事実が認められる場合には、その事件を検察官に告発することとされています。これら脱税事案の中には、納税義務者である個人や会社、その脱税に関与したと思われる関係者や取引先等が国税当局の行う調査を拒否あるいは妨害し、関係者間で通謀や証拠隠滅を図る悪質事犯も少なくありません。国税側には、国税犯則取締法で認められた強制力を伴う犯則調査権がありますが、関係者の身柄を逮捕する権限はありません。したがって、調査を拒否・妨害し、あるいは、徹底否認するような悪質事案には有効な対処手段がありませんので、身柄についての強制捜査ができる検察官の手を借りなければ適切な処理ができないわけです。もっとも、刑事訴訟法上、警察（司法警察職員）も犯罪の捜査権があり、国税脱税事件が法律の明文上、その捜査対象から除外されているというわけではありません。ですから、警察も身柄の強制捜査（逮捕）ができないわけではありませんが、国税の脱税事案については、身柄の強制捜査は伝統的に検察が一手に引き受けており、警察独自で逮捕することはありません。また、国税が脱税事件を告発する先も専ら検察官とされ、警察に告発した例もありません。そして、国税が脱税事件を検察官に告発するに当たっても、事前に、国税査察部（調査査察部）と担当の地検・高検の財政経済係検事らで構成する告発勘案協議会で検討・協議がなされて告発に至るというシステムになっております。このように、国税と検察は、脱税事件の処理を通じて、長年にわたり緊密な協力・連携と信頼関係を築いてきたわけです。ところで、特捜部の検事は、通常、二系統に編成されております。一つは、財政経済係検事の所掌に係る国税の脱税事件や証券取引等監視委員会からの金融商品取引法違反事件、知的財産法関係事件等を担当する財政経済班で、もう一つは、検察官に直接告訴・告発された事件（直告事件）や検察官認知事件等、いわゆる検察官独自捜査を担当する直告班です。東京地検の特捜部といえども検事は40名程度の組織ですから、特捜部を挙げての独自捜査を行う場合には、直告班を中核としながら、財政経済班も投入し、更に必要であれば、刑事部等他部の検事を応援に取るなどして、いわば、東京地検を挙げての捜査が行われます。特捜部の中でも、大概、脚光を浴びるのは、政治家絡みの事件や贈収賄事件等マスコミを賑わす独自捜査を担当する直告班の方で、財政経済班は、どちらかというところ、地味な存在でした。そのため、同じ特捜部の検事であっても、独自捜査をやらないような検事は一人前の特捜検事ではないという独自捜査優越の風潮が支配的でした。これも先程述べたロッキード神話の影響の一つであろうと思います。特捜部の独自捜査事件では、内偵の段階で被疑事実が固まっているような事件は少なく、関係者を一斉に呼び出して検察官が取り調べ、それらの供述から犯罪事実が初めて特定されていくようなケースが少なくありません。そこで、特捜部の検察官に要求される最も重要な能力の一つが被疑者を含む関係者から供述を引き出す能力、すなわち、被疑者を割る・自白を獲得するという能力です。この点で実績のある検事は、俗に「割り屋」と呼ばれ、特捜部内でも重きをなして行くわけです。私は、この度の大阪地検特捜部の事件は、こうした特捜部に流れる独自捜査優位の風潮がいびつな形で出てきたのではないかと思います。私は先程、国税と検察が緊密な連携・協力関係にあり、これが特捜検察の強みとなっていると申し上げました

が、この点をもう少し説明しておきます。国税は税の賦課徴収に関し、国内にある個人・法人を問わず膨大な情報を持っております。通常、個人の所得税であれば、毎年度ごとに、法人税であれば、毎事業年度ごとにその所得と税額を自主的に税務署に確定申告しなければならないとされています。個人・法人を問わず、いわば、その経済活動のトータルの結果である情報を国税当局に把握されることとなります。税の確定申告という形で、毎年あるいは毎事業年度ごとに所轄税務署に提出される確定申告書等を精査し、その真偽を調査する中から、脱税事案が発覚することが多いのですが、こうして国税が収集した税務資料・税務情報は、犯罪捜査のために認められたものではありませんから、いかに、国税と検察が緊密な連携・協力関係にあるからといって、検察にこれらの資料や情報が提供されることは決してありません。あくまでも、具体的な脱税事件がある場合に、その事件の処理を通じて緊密な連携・協力が行われているということです。

実は、検察が社会の厳しい批判を浴びて窮地に陥った際に、長年にわたる国税との信頼関係による連携・協力により窮地を脱したことがあります。平成4年に東京佐川急便事件という大事件がありました。この事件の捜査で元自民党副総裁の金丸信への5億円の違法献金が明るみとなり、金丸信は、政治資金規正法違反の罪に問われました。この事件を東京地検特捜部が処理したわけですが、金丸信は、特捜部の呼び出しに応じず、弁護人を通じて上申書を提出しました。その結果、特捜部は、金丸本人を取り調べることなく、罰金20万円の科刑意見を付して東京簡裁に略式起訴し、この裁判が確定しました。これに対し、国民並びにマスコミから非難が殺到し、霞ヶ関の検察庁舎の大理石の銘板に黄色ペンキが投げつけられ汚損されようとする事態にまで至りました。元自民党副総裁の有力政治家が5億円もの巨額の違法献金を受けた悪質な事件だから、金権政治への厳しい反省を求める趣旨からも、当然、公判請求して、法廷の場で真相を明らかにすべきであるというのが大方の国民世論でした。呼び出しにも出頭しないのに、高々、罰金20万円の略式裁判で事を済ませようとする検察の姿勢は、余りにも弱腰に過ぎ、検察の正義に悖るとみられ、検察の威信も地に落ちたわけです。このときに、東京国税局から検察にもたらされたのが、金丸信の巨額の脱税事件でした。東京地検特捜部と国税の合同捜査（犯則調査）により、金丸は都内の自宅兼事務所の金庫内などに多額の無記名割引債券や金の延べ板などを隠匿していたことが判明し、平成5年3月、特捜部は金丸を所得税法違反で逮捕し、捜査を遂げて公判請求しました。この事件の起訴でようやく検察は窮地を脱し、当時の検事総長は間もなく辞任し、吉永祐介氏（元ロッキード事件の主任検事）が検事総長となりました。ですから、この金丸脱税事件の処理を経て、検察と国税の信頼関係はさらに強化されたと言えるでしょう。私も大阪地検特捜部などで長らく国税の脱税事件の捜査処理を担当しましたが、国税査察の行う犯則事件の調査には特捜部として大いに見習うべき点が多いと常々感じておりました。査察部は、極めて執務意欲旺盛で訓練を積んだプロ集団と言えますが、この点は特捜部の検事と相通じるものがあります。脱税事犯では、まず、証拠物を徹底的に収集し、その上に、関係者の供述や銀行調査、関係取引先等への反面調査等の結果を積み上げていきます。査察の実務でも、強制調査着手初日の臨検・搜索差押え令状による関係先の一斉搜索で収集できた証拠物の質・量とその場での関係者に対する質問調査の結果いかにその事件の成否を左右すると言われております。全国的に組織を展開する会社の脱税事件等を想定すると、一斉搜索の対象となる関係先は全

国に点在し、その箇所も多数となります。関係者の通謀や証拠隠滅を防止するためには、同時一斉に捜索に着手する必要がありますので、これが100箇所以上ともなると、数百人の職員の動員が必要となります。国税は大きな組織ですから、事案によっては、他の国税局にも応援を求めています。査察部職員はおよそ月に数回は臨検・捜索に従事しており、せいぜい年10数回程度の特捜部の職員に比べると、捜索・差押えの実際に関しては、査察部の方がはるかに経験豊富と言えます。また、脱税事犯では、その証拠を巧妙に隠匿するケースも多いため、畳を上げ、床下を掘り、天井裏にもぐり、あるいは、犬小屋の下を掘るなど徹底した捜索が行われます。特捜部や警察一般の行う捜索でも余程のことがない限り、ここまで徹底した入念な捜索を行うのは査察部を置いて外にはありません。また、こうして収集された証拠物は多量で、時には、トラック数十台分にわたることがあります。これら、多量の証拠物をきちんと整理して保管し、しかも、その内容を速やかに検討して脱税事案の解明に活用しなければなりません。特に、検察との合同捜査（犯則調査）で検察官が身柄を逮捕・勾留しているような事案では勾留期限の時間的制約がありますので、この証拠物の整理と検討（物読み）の作業は極めて迅速にやらなければなりません。国税査察部によるこの作業の迅速性と物読みの内容の的確性には定評があり、私も、いつも感心させられておりました。もちろん、人員の多寡の問題はありますが、特捜部でもそのノウハウを是非吸収し、実務に活かして欲しいと思い、大阪地検特捜部の検察事務官と大阪国税局査察部の査察官との省庁間を跨いで相互の人事交流が実現しました。私が、ここでもう一つ言いたかったのは、証拠物をきちんとベースにおいた検察であらねばならないということです。今回の大阪地検特捜部の事件のように、主任検事が証拠物のフロッピーディスクのデータを改ざんするなどという犯罪行為は、もとより、論外ですが、そこには検事として、事案の真相解明のため、証拠物に真摯に向き合う、証拠物の示す情報を大切にするという姿勢の欠如が見られます。誠に残念なことと言わねばなりません。

一方、国税のバックにある大蔵省と検察との関係は、平成10年に東京地検特捜部が行った銀行業界等による大蔵官僚の接待汚職事件の捜査処理の過程で自殺者が出たほか、最終的には、大蔵大臣を始め、事務次官、銀行局長、証券局長等同省幹部の多くが辞任に追い込まれる重大事態に至ったため、一時は、検察に対する反発もかなり強かったものの、次第に沈静化するに至りました。

4 何故、検察のチェック体制（決裁制度）が有効に機能しなかったのか

(1) では、なぜ大阪地検特捜部でこうした事件が起こったかという点であります。この問題の核心に触れる前に、まず、検察官が「独任制官庁」と言われるゆえんを説明いたします。検察官は、個々の検察官がそれぞれ独立の官庁として、検察事務に関し、自ら国家意思を決定して表示する権限を有しています。検察庁の長や上司の手足として検察権を行使するものではありません。この点が、行政省庁の官僚と違うところです。こうした検察官の準司法的性格は、その職務の内容からして当然ですが、他面、正しい統一的な国家意思が検察権行使に反映する体制が必要であり、そのため、独立官庁たる個々の検察官を検察庁という統一ある組織体に編成しております。これを、通常「検察官同一体の原則」と言います。上司の指揮監督権などもこの原則の表れとされています。しかし、検察官が、上司の指揮監督下にあっても、個々の事件についての検察権行使の権限と責任が、個々

の検察官にあることはいうまでもありません。そこで、上司の指揮監督権と検察官の独立性を調和するシステムとして上司や上級庁による決裁制度があるわけです。私は、今回の大阪地検特捜部の事件の核心は、この決裁制度が有効に機能しなかったことにあるのではないかと考えております。もちろん、違法行為に関与した個々の検察官らに事件の直接的責任があるとしても、検察における決裁制度は、検察の衆知を集め、検察権の行使に誤りなきを期するためにこそあるわけですから、上司・上級庁が決裁官として、この事件の内容やその重要性にふさわしい緊張感と注意力を傾けた決裁をしておれば、おそらく、証拠物の改ざんを伴うような内容のまま事件が起訴されることはなかったのではないかと思います。また、そうでなければ、決裁制度のある意味がありません。私も、長年の検事生活の中で、任官後、17～18年までは主として決裁を受ける側に、その後は、主として決裁をする立場にありました。実務経験豊富な上司から受ける決裁は、事件及び証拠の見方を始め、事件の適正処理の方策等について、極めて有益な示唆・指導が得られる場であり、特に、若手検察官の指導育成上欠くことのできない重要な役割を果たしております。刑事事件の捜査・公判を中心とする検察官の仕事は、人間を相手とする仕事です。検察官が目指す事案の真相解明のためには、取り調べた被疑者や事件関係者からありのままの事実を引き出すことが重要です。被疑者等の取調べは、よく「職人仕事」と評されますが、自ら創意工夫し、試行錯誤を重ねながら地道にこつこつと経験を積み重ねる以外に道はないと言われます。おそらく「取り調べに王道なし」の格言も同じような意味でしょう。被疑者を含め事件関係者らは相手が検察官だからといって、本当のことを素直に話してくれるわけではありません。取調べの場は、取り調べる側と取り調べられる側の人間が全人格をかけてしのぎを削る場でもありますから、相手の気持ちや立場への理解がないようでは決して良い調べはできません。検事として経験を積むと同時に、一人の人間として成長しなければ、一流の取調べ官にはなれないということでしょう。

(2) それでは、我々の先輩の検察官がどういう実践をしてきたのか、私が先輩として尊敬する二人の検事について少しお話してみようと思います。その一人は、別所汪太郎先生です。先生は、昭和56年に大阪高検検事長で退官され、その後、亡くなられましたが、大阪地検特捜部長当時に、有名な大阪タクシー汚職事件の指揮をとられた特捜部長として、特捜部の歴史にその名を残す方です。私が何故、検察官としての別所先生を尊敬するかと申しますと、先生におかれては、どういう立場になろうとも、検察官としての基本姿勢にいささかの揺るぎもなかったからです。検察官の仕事というのは、事件の捜査・処理・公判立会・裁判の執行などそのすべてが被疑者・被告人あるいは事件関係者らの人権に深く関わる重要な事務です。ですから、検察権の行使には慎重にも慎重を重ねて誤りなきを期すべきであります。間違えましたと言って、後で、謝れば済むという話ではありません。決して間違いを犯さないように、あらゆる手を尽くすのが検察官としての在るべき使命と言えましょう。この辺が、一般行政省庁の官僚（役人）と違うところです。人は往々にしてミスを犯しやすいものですから、このように言いますと、大変超人的なハイレベルの仕事を求めているように思われるかも知れませんが、そうではありません。検察の現場で繰り返し使われる金言に「基本に忠実に」という言葉があります。先生が、終始実践されたのが、正に、この「基本に忠実に」ということでした。言うは簡単ですが、なかなか実践し難いところです。私が体験した検事正当時の先

生の決裁は、例えば、部下の検察官が窃盗事件の起訴決裁を受けに来た時に、先生は手元の六法全書で刑法235条の窃盗罪の条文を開いて、指で法定刑を確認し決裁されておりました。先生ほどの経験を積まれた大検事ですから、六法を開くまでもなく、その条文も法定刑も諳んじておられるのですが、自らの決裁に誤りなきを期するため、「基本に忠実に」を自ら実践すると同時に、そのことの大切さを、その姿をもって後輩の検察官にも示されておられたのではないのでしょうか。検察庁では、毎年、検察官に六法全書が配布されますが、先生の六法は、1年で黒くなってしまいうけです。執務の際に、いかに六法を開く回数が多いのかが窺われるところですが、先生は、検察の道を究められた方でありましたが、検事正当時も、記録とともに、決裁を受けに行きますと、例外なく、起訴状や不起訴裁定書にもきちんと目を通されて決裁しておられました。そのため、通常の執務時間内では、決裁に上げられたすべての事件に目を通すことができない場合もあり、処理が翌日以降となっても支障のない在宅の不起訴事件などの記録は官舎に持ち帰られて目を通された上、決裁されておりました。こうした先生の執務姿勢に対し、検察内部でも批判をする向きもありましたが、先生は、いささかも動ずることはありませんでした。ですから、検察官の顔だけ見て「君なら大丈夫だな」、「もう中身は見んでもいいよ」などと言って決裁されるようなことはなかったわけです。検察官も人間ですから、ケアレスミスはあるものですが、要は、ミスがあっても仕方がないと思ってその程度で済ましてしまうのか、それとも、ミスをなくすために、できるだけ手を尽くすのか、その違いです。このことは、検事長、検事正であろうとも、検察官である限りは同様と考えます。こうした高検・地検のトップの立場になりますと、通常、その決裁は、事件処分等の最終決裁となる場合が多いわけですから、この段階でも誤りを正すことができなければ、検察として誤った処理をしてしまうこととなります。ですから、検事長、検事正の立場になろうとも、決裁官として内容を真摯に検討することなく、安易な決裁をしたのでは、検察官としてその責任を果たしたとは言えません。別所先生は、自らの実践によって、我々後輩の検察官に、「基本に忠実」であることの大切さを教えられたのだと思います。個々の刑事事件は、検察官が日常取り扱う数ある事件の一つに過ぎませんが、被疑者ら関係者にとっては、一生を左右するような大事であるかもしれません。検察官は、常に、初心を忘れず、一つ一つの事件に誠実に取り組むことの大切さを先生の姿勢から学ばせていただいた気がしております。

続いて、私が尊敬するもう一人の先輩検事についてお話したいと思います。元検事総長の土肥孝治先生です。先生は、中京大学法科大学院で客員教授もされましたので、この中には先生の講演を聴かれた方も多いと思います。先生には、「これぞ、という大事件」に検察が直面したときに、その庁の最高指揮官たる検事正として事に真っ正面から取り組まれた姿勢に深く感銘を受けました。平成3年に、大阪地検が中心となって捜査・処理をした事件にイトマン事件がありました。この時の検事正が土肥先生で、私が特捜部長でした。この事件は、戦後最大の経済事件とも言われ、日経新聞の報道に端を発した事件でした。イトマンは、大阪に本社を置く東証・大証各1部上場の中堅商社で、人事及び資金面で住友銀行との関係が深い企業でした。報道によれば、イトマンの有利子負債が1兆円を超え、その内、3000億円以上の資金が暴力団関係者などアンダーグラウンドの勢力に流失した模様というものでした。この報道は、経済界を始め社会に大きな反響を呼び、警察、検察と

もに捜査を視野に入れた情報収集に動き、警察では警視庁と大阪府警が、検察では東京地検特捜部と大阪地検特捜部がそれぞれ捜査への意欲を見せておりました。検察内部では、地の利のある大阪地検がやるべきとする大阪方の意見と、これだけの大事件は大阪には荷が重い、東京地検がやるべきだとする東京方の意見がありました。この時に、東京方を説得し、大阪でこの事件の捜査・処理をすることを決断したのが検事正の土肥先生でした。先生は、大阪地検特捜部での在籍が歴代の検事の中で最長という、大阪特捜検察を代表する検事ですが、イトマン事件のように、大阪に地の利のある経済事件を大阪の特捜がやれないようでは、大阪特捜はいつまで経っても東京特捜の後塵を拝することになることを危惧されたのではないのでしょうか。首都機能の集中する東京では、警視庁も手出しをしない中央政界絡みの事件を始め、東京の特捜は、独自捜査の種には事欠きません。一方、大阪の特捜にはこうした環境はありません。府県や市町村レベルの事件は、大阪府警等警察の守備範囲と常に競合し、この面での特捜部の優位はありません。ですから、どういう事件に取り組むかは、大阪の特捜にとって大きな意味を持つわけです。土肥先生は、イトマン事件の捜査処理を特捜部を主力とする大阪地検が中心となって行うことを決断されたわけですが、それと同時に、この事件の捜査を必ず成功させるという強い信念と特捜検事としての卓越した経験に裏付けられた自信とお持ちであったと思います。イトマン事件は単一の事件ではなく、一件が数百億円から数十億円単位の事件が数十個も伏在するという複雑困難な事件でした。捜査の対象となった主要な事件は、イトマンの社長ら会社役員が暴力団山口組系関係者の許永中らと共謀の上、自己若しくはこれらの者の利益を図り、会社に損害を加える目的で、その任務に背き、会社に巨額の損害を加えたという会社役員らの特別背任（商法違反）事件でした。イトマンは当時、業務を継続中の生きている会社ですし、捜査対象となる主要な関係者らは、図利加害の目的を否認し、会社事業としてその利益を図るために行ったことで、結果的に思わざる損失を招くこととなったとしても、それは、経営判断の誤りにとどまり、背任行為として刑事責任を問われる筋合いのものではないと強硬に主張することが予想されました。仮に、捜査がうまく行かず、強制捜査の挙句、その余波で生きている会社を破綻させたとすれば、その非難は大阪地検に集中し、検察が窮地に追い込まれる懸念もあったわけです。先生はこうした厳しい状況の中で、我々、捜査陣を督励し、自らが主任検事と同等あるいはそれ以上に、捜査の進展状況の把握に努めるとともに、多数の供述調書や膨大な証拠物等にも目を通されてその要旨などをパソコンで整理・検討され、適時・適切な指示を我々捜査陣に出され、その指導力を遺憾なく発揮されたのであります。この一連のイトマン事件の捜査・処理は、平成3年3月から平成4年3月まで約1年にもわたる長期捜査で終結を見ました。もとより、大阪地検だけでなし得たものではなく、法務・検察の他の部署からの多大な応援を始め、大阪府警及び大阪国税局査察部等との緊密な連携・協力があってこそ、初めて成し遂げ得た事件でした。

(3) 私は、今回の大阪地検特捜部の事件は、報道等によれば、障害者団体向け割引郵便制度の悪用により多額の郵便料金を免れたという郵便法違反事件に端を発し、その利用のため必要となる厚生労働省の所管課長名義の障害者団体証明書が、その要件を欠く団体に発行されていたことが判明し、当時の所管課長で現職の同省女性局長の関与が疑われる供述を関係者から引き出したとして、特捜部は、事案の解明のため、同局長に任意出頭を求めて取り調べたところ、関与を全面否認され

たので、既に、入手した逮捕状で、即日逮捕したということのようです。先行する郵便法違反事件が大阪地検特捜部の独自捜査として、連日、マスコミ報道で取り上げられ、社会の大きな注目を浴びていたことから、さらにこの事件に、中央省庁の現職女性局長が加担し、逮捕されたともなると、政府はもとより、その社会的影響も極めて大であることは見やすい道理です。正に、大阪の検察にとってこの事件は、先程、私が申し上げた「これぞ、という大事件」に該当するわけです。それなのに、何故、決裁制度が有効に機能せず、逮捕・勾留の上、起訴まで許してしまったのか、まず、その背景に潜む特捜検察の捜査のやり方を見てみようと思います。

(4) 事件にもよりけりですが、独自捜査のやり方については、東京地検特捜部と大阪地検特捜部のやり方には伝統的に色合いの違いがあるとよく言われます。「事件の筋を見て決断する東京」と「地道な証拠の積み上げで決断する大阪」というようなニュアンスで使われます。スマートな東京流と泥臭い大阪流と言ってもいいかと思います。東京特捜の独自捜査では、通常、直告班の担当副部長（事実上の主任検事）が事件を総括し、班員を含めた多数の検事はその指揮下に入って共同捜査が行われますが、秘密保持の管理が徹底しています。事件の全体像を把握しているのは、副部長と極一部の検事だけで、応援検事を含む共同捜査に加わった多数の検事は、取調べの割り当てを受けた人物から、指示された捜査事項に関する供述等を引き出して証拠化するという、いわば、捜査の歯車の一つの役割を担わせるだけのやり方です。一方、大阪特捜の伝統的なやり方は、捜査の端緒を得て、内偵捜査から一つ一つ証拠を積み重ねて事件像を描いていくやり方ですので、共同捜査（他部からの応援検事も含む）に加わった検事が特捜部長・副部長の下で、捜査会議を度々開いて、関係者の供述状況や押収した証拠物の検討状況などを報告し、捜査情報を共有しながら、事件の方向性を見出して行くわけですが、この捜査会議では、先輩・後輩の区別なく、議論が白熱する場合があります。大阪流が泥臭いと言われる一因と思われる。ただ、この点も、昭和50年代から東京地検特捜部と大阪地検特捜部の検事の人事交流が数十年振りに復活し、2年の期限で毎年1名ずつの検事が相互に異動しますので、それぞれの特捜部に、常時2名の他の特捜部から異動した検事が在籍する状況が生まれました。今回の大阪地検特捜部の事件で問題を起こした主任検事も特捜部長もこうした東西交流人事の経験者でした。このことも、この事件の捜査のやり方に影響があったかもしれません。おそらく、かつての泥臭い大阪流の全員参加による捜査会議での議論検討などは一度もされることなく、部長と主任検事の間だけで指示・報告のやり取りがされて、事件が形作られていったのではないのでしょうか。私が今、何故このようなことを言うかと言いますと、この度の大阪地検特捜部での失態について、もし、当時の事件決裁の掌にあった決裁官に、別所先生や土肥先生が、事件の捜査・処理に当たって決裁官たる検察官として示されたような、検察として、その処理に誤りなきを期することへの気概と努力の何分の一かでも発揮されていれば、あのような出鱈目な事件が、決裁されるはずはないと思うからです。やはり、「これぞ、という大事件」は、主任検事や部長の報告だけを聞いて、よしとするのではなく、主要な証拠や証拠物は、自分の目で見、確かめて慎重に判断するのなければ、決裁官としての最終的な責任は果たし得ない考えるからです。

(5) 私は、検察が国民の期待する正義の検察であるために、決裁制度が十全に機能することは極めて重要と考えるわけですが、検察の歴史を見ますと、この点でもその方針に揺らぎがありました。

昭和50年代に、検事任官者が30名前後に落ち込んで、検察が検事任官者の確保に苦しむ状況がありました。その際に、議論された中に、決裁制度の緩和の問題がありました。要するに、検察官が不人気なのは、いつも、上司の指揮監督下に置かれ、決裁制度に縛られて仕事に自由がない。自由業の弁護士や裁判の独立を保障された裁判官とは大違いだというわけです。そこで、検事任官者を増やすには、決裁制度の運用の緩和が是非とも必要だということになったわけです。地検レベルでは、次席検事や検事正決裁が必要される事項の範囲を縮小し、部長又は副部長の決裁のみで足る事件の範囲を拡張し、さらに、検察官として経験年数を重ね、一定の評価のある検察官については、一部事件の決裁を免除するなどという運用が行われました。このことが、どれほど検事任官者の増加に裨益したかは検証されていません。時代が変わって、現在、検察は国民から厳しい指弾を受け、その再生に向けて苦闘しているわけですが、検事任官者の確保はむしろ順調で、任官希望者を断っている状況にあるのは、何とも皮肉なことです。検事任官者増減の理由の本質は、検察における決裁制度の問題ではないからです。私は、こうした決裁制度の運用の緩和は、検察として、適切な方針とは思えません。かつて、決裁官の極一部に見られたような、決裁の場での部下検察官への高圧的な言動や、誹謗・中傷ないしは、いじめとも受け取られかねないような言動は、別の面から非難に値するわけですが、決裁制度の是非の問題ではありません。私も多くの先輩検事を見てきましたが、中には、検事正とか検事長になれますと、事件決裁は、部下の次席検事や部長に任せ「事件関係の決裁は、次席以下に全部任せたよ」「私のところに決裁は持って来なくていいよ」と言う人もおりました。そういうやり方の検事正や検事長は、普段、どうされているのかというと、「私は職員の人事や庁全体のことを見るから、事件の関係は任せるよ」と言われて、好きな本ばかり読まれているような人も中にはおられたわけです。私は、検察の生命線は、何と言おうと、適正な事件処分と公判の維持にあると思います。検察官としての決裁官の在るべき本分は、正に、この点にあると考えます。検事長・検事正であろうとも、検事の魂を持った仕事をして欲しいと願うからです。そこが、他の行政官庁の長と検察庁の長の違うところです。ところが、検察の中には、むしろ、そういうスタイルの検事正や検事長を歓迎する向きもあるから複雑です。うるさい事や、やかましい事は言いませんし、事件関係全般の処理を下に任せてくれますから、次席や部長としては却って仕事が楽なわけです。人ができることには自ずから限りがありますから、組織として、部下に仕事を任せ、機能的・効率的に業務を処理することは必要なことです。任されることによって部下が成長することも多いでしょう。ですから、事件決裁について、事件の大小・軽重を問わず、すべての事件でそこまでやれと言うのでは決してありません。正に、その庁の検察が組織を挙げて取り組むような、「これぞ、という大事件」の時には、先程申し上げたように、検察として責任が持てる、すなわち、決裁制度が十全に機能する目り張りの効いた決裁がされなければならないということを言いたいです。大阪特捜の今回の不祥事も、この点に遺漏があったのではないのでしょうか。世間では、「間違っただのであれば、その時は、辞職して責任を取りますよ」「それ以上の責任の取り方はないでしょう」などと言う向きもありますが、一般の行政官庁の長や企業の幹部ならばともかく、検察に限って言えば、それで済む話ではなかろうと思います。事が人の人権に関わる重要事だけに、誤った処理のないよう、検察官として、できるだけ手を尽くす、その庁のトップとして、最終責任は自分が持

つという、検察官としての矜持を示して欲しいと願うわけです。私も折に触れ、検察の後輩の方々にも「あの人は、良い人だと言われるだけの上司にはなってくれるなよ」と言うのですが、その本意は、部下職員に受けの良いだけの上司よりは、煙たがれるような上司の方が検察にとって望ましいということをお願いしたいのです。

5 検察の再生のための道程とその方向性

(1) 報道等でご承知のとおり、その後、検察では、この大阪地検特捜部での問題のほか、東京地検特捜部が行った元民主党代表小沢一郎関連の政治資金規正法違反事件の捜査処理をめぐって、主任検事が内容虚偽の捜査報告書を作成したとして、上司の特捜部長らとともに、告発されるという問題も起きました。この件は、検察が不起訴とし、検察審査会にも審査の申し立てがなされましたが、刑事事件としては、最終的に不起訴で決着をみました。この主任検事は、内部処分を受けて辞職しております。

(2) 検察では、大阪地検特捜部での事件を受けて、検事総長が辞任し、後任の検事総長の下で、検察が失った信頼を回復し、再生への道に踏み出すための検察改革の方策が検討され、別に設けられた外部の有識者らで構成する第三者機関での意見・議論なども踏まえながら、平成23年9月、最高検察庁は、すべての検察職員が遵守すべき倫理規程として、10箇条からなる「検察の理念」を制定しました。内容的に見ますと、検察の精神及び基本姿勢を明文化したもので、決して、目新しい内容のものではありません。むしろ、倫理規定を明文化せざるを得なかったところに、この事件の発生が、伝統的な検察の常識を覆す大激震であったことを物語っております。後任の検事総長は、東京地検特捜部長なども含め、特捜部での実務経験が極めて豊富な方ですが、特捜部での独自捜査優位の気風がこの問題の背景にあるとの見識に立って、当面、特捜部は、国税脱税事件や証券取引等監視委員会からの告発事犯等財政経済係事件などの捜査処理に注力し、独自捜査は、余程、着手の条件が揃った事件以外は、極めて慎重に対処するとの基本姿勢を示されました。特捜検察が世間の注目を浴びるような独自捜査優位論を抑え、地道ながら関係機関と連携・協力しながら証拠に真摯に向き合う財政経済事件の捜査処理に特捜検察の主力を置く方針に舵を切ったわけです。特捜部廃止論も根強い中での特捜検察改革の道筋として、この方針は、評価に値するものと考えます。

(3) もう一つ、現在進行形で、特捜部の在り方に大きな変化を来している事象があります。平成21年5月から実施に移った刑事裁判における国民参加による裁判員裁判は、検察官の捜査と公判への取り組み方、並びに、検察内部の組織や検事の人員配置の在り方に劇的変化を与えました。それまでの検察では、多くの検事が捜査部を希望し、誰でも間に合うような公判部検事には、できればなりたくないという気風がありました。捜査部の中でも独自捜査がやれる特捜部に入って先輩検事のような活躍をしたいというのが、気鋭の若手検事が描く将来像でした。ところが、裁判員裁判への検察の対応がこれを変えました。裁判員裁判は、選挙権を有する一般国民の中から、原則、無差別に選ばれた6人の裁判員が裁判長を含む3人の裁判官と合議体を構成し、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪など刑の重たい事件の裁判を担当することになります。しかも、刑事裁判には素人の裁判員がこの合議体の構成員として、プロの裁判官と共に、被告人についての、事実の認

定、法令の適用、刑の量定も行うとされています。端的な例で言いますと、被告人を死刑に処すか否かに、それぞれの裁判員の意見が関わることになります。大変責任が重いわけです。そこで、裁判員の負担をできるだけ軽減するため、最高裁規則では、検察官及び弁護人は、裁判員が審理の内容を踏まえて自らの意見を形成できるよう、裁判員に分かりやすい立証及び弁論を行うよう努めなければならないと規定されています。刑事裁判では、検察官に全面的な立証責任がありますから、検察官が立証に失敗すれば、無罪判決を受けることになります。しかも、その立証は、裁判所をして合理的な疑いを差し挟むことのない程度の高度な立証が求められます。検察としても、これに適切に対応するには、極めて重い負担を背負ったことになります。そこで、検察が対応措置として行ったのが、裁判員裁判の公判を担当する公判部又は公判担当検事の大幅な増員・強化でした。検察官として、資質・能力の高い優秀な検事を裁判員裁判対応要員として配置する一方、従前、これらの優秀な検事が配置されていた特捜部を始めとする捜査部の検事を減員し、公判検事重視に発想を転換したわけです。このことが、検察組織内部の気風にも革新をもたらしました。誰にでもやれる公判検事ではなく、裁判員裁判担当検事こそ、選ばれた優秀な検事ということになってきたわけです。このことも、従前からの特捜検察優位論に大きな変化をもたらした要因の一つです。私は、検察の改革・再生の道の方向性として、現在の路線を全検察を挙げて地道に歩むことが重要だと思います。検察への国民の信頼の回復に向けて困難な道程ではありますが、一步一步この道を踏みしめて前進する以外にはないと考える次第です。

6 おわりに

中京大学法科大学院は、正義感あふれる法曹の養成を教育理念としておりますが、ここで学んだ学生の中から、そのアドミッションポリシーにふさわしい検事が誕生することを検察の先輩として期待しております。終わりに、当法科大学院を退職するに当たり、このような機会を設けていただいた関係者の皆様のご厚意に心からの感謝を申し上げて、本日の講演を終わらせていただきます。長時間にわたるご静聴、誠に、有り難うございました。

〔質疑応答等〕

1 なぜ検察は完全可視化をしないのか

現行法制の下でも捜査は秘密が原則ですから、基本的には、警察・検察共に、捜査段階での取調室における被疑者等の取り調べ状況のすべてを録画・録音することへのインセンティブに乏しいことがあります。すなわち、公判段階で供述の任意性が争われる事件は、警察・検察が取り扱う事件の極一部です。それに対し、身柄逮捕の事件に限っても、完全可視化には多大の人員・機材・経費・時間を要し、費用対効果上も問題がありますし、できれば、刑事事件の裁判で立場が違う被告人・弁護人側に、捜査段階での取調べ状況は見せたくない、見せても弊害が多いだけで、メリットは少ないという意識はベースにあるだろうと思います。これは何も任意性を疑われかねないような調べをしているから、見せたくないというわけではありません。ただ、検察官の立場で、任意性に何ら問題はないと自信のある取調べでも、立場の違う被告人・弁護人の立場から見ると、問題だとされる

場合もあり得るでしょう。最近の裁判例のように、供述の任意性はクリアーしても、信用性で証拠採用を却下されるようなケースでは、判断のベースとなる土俵が拡張され、余りにもバリエーションが多様で、いかなる態様の取調べが問題となり得るのか、予測が困難です。例えば、先程の厚生労働省女性局長の無罪事件でも大阪地裁はその手法を採りましたし、小沢一郎関係での政治資金規正法違反事件でも東京地裁は同様の手法で、検察官調書の多くを証拠採用しませんでした。恐らく、日弁連等が、幾つかの冤罪事件などを踏まえて取調べの可視化を求める時代の流れは、止めようがないと思います。検察もそれはよく分かっていると思います。ただ、その場合に、現状の法制度のまま、それを受け入れて、検察としての責務が全うできるのか、という問題があります。大方の法務・検察の認識は、そうした疑いを抱かれるような取調べをしなくても、供述が得られやすいような一定の法環境の整備ができれば、受け入れもやむなしと言うところではないでしょうか。例えば、アメリカなどで行われている司法取引の導入とか、一般会話の盗聴など警察・検察側にも新たな武器を与えることもその選択肢の一つと考えられております。

2 検察修習を受けるに当たってのアドバイス

私は、検察修習では、司法修習生の皆さんに、志望のいかに問わず、指導担当検事や検察事務官の外、修習に関与する他の検事らともできるだけ親しんで、実際の検察官らの人となりや仕事ぶりに触れ合って欲しいと思います。昔の修習と違って、今は、修習期間が随分短くなった反面、修習生の人数は増えていますので、呑気に構えていると、いつの間にか検察修習は終わっていたということになりかねません。昔から大方の修習生にとって、実務修習で一番人気があって思い出に残るのは検察修習と言われていました。献身的な指導係の検事や事務官を中心に、全庁を挙げて修習生のお世話をしようという気風は今でも検察庁に残っております。中でも、取調べ修習は、刑事事件に関係する被疑者・参考人・被害者ら社会の様々な人々に、指導係検事の関与の下で、取調べの形で直接接する場となるわけですが、人の話を聞く、人から話を聞き出すという法曹にとって極めて重要なスキルを体験する場ですから、事件の軽重を問わず、精一杯取り組んで欲しいと思います。取り調べる側の検察官の立場だけの視点で事件を見るのではなく、立場を替えて、取り調べられる側の立場に立って見てみると、事件の筋の見方が違ってくることも体験できるかもしれません。また、否認事件では、いかに、軽微な事件であろうとも、被疑者は、容易に自白するものではないことも体験することでしょう。もし、検察官への任官希望があるならば、検察実務修習でしっかり頑張ってアピールをしてください。実務修習での評価や検察官への任官意欲の強さ、検察官としての適性などを見ております。現状では、採用者数よりも検察官任官希望者の方が多い実情にあることをしっかり頭に置いて修習に取り組んでください。この法科大学院から検事が誕生することを期待しております。

3 ストーカー事例の被害者支援について

ストーカー被害が多発し、社会現象としても放置できない状況となり、その法規制として、平成12年にストーカー行為等の規制に関する法律が制定・施行されました。これまで報道された事例で

も、警察がストーカー被害の被害者らから、保護の相談や相手方への対応の要請を受けながら、これを軽視し、あるいは、親身な対応を怠ったため、被害者や家族らが殺傷されるような重大な事態に至った例もあります。警察の対応への社会の批判は相当高まっており、警察側でも、こうした事案の検証や被害関係者への謝罪、担当者らの処分が行われるなど、組織全体としてこの種事案への取り組みを改善強化する方向に向かっております。おそらく、質問者の体験したような警察の丁寧かつ親身な対応は、こういう流れに沿ったものであるとともに、質問者自身が被害事実・状況などをきちんとメモに記録され、時系列に添って分かりやすく説明されたことも警察官側の対応に大いに影響したのではないかと思います。ストーカー事案は、男女間の交際関係のもつれや、他方への一方的恋愛感情、あるいは、離婚者間での問題など、刑事事件か否かの判断がしにくい領域に介在する問題だけに、警察としても直接介入がしづらい問題を含んでいます。警察権は、市民生活にみだりに立ち入らないという「警察消極の原則」が支配的ですので、こうした慎重かつ消極的な警察の姿勢が、結果として手遅れの悲惨な事態を招く原因ともなっているわけです。ただ、かつての警察と違って、時代の様相や社会の状況が激しく変化したことに伴い、警察がカバーし、対応しなければならない事象が大幅に広がってきております。大げさに言えば、何でもかんでも、まず、警察に話しを持ち込むと言うに近い状況もありますから、限られた人員で対応する警察官の方も大変なわけです。我々は警察の対応のまずさだけを非難するのではなく、こうした警察の置かれた現状への一定の理解をも含めたバランスも考慮した議論をしながら、こうした問題への警察の適正な権限の行使が行われるよう見守っていくことが重要と考えます。この点では、弁護士会や個々のケースで被害者らの相談に応じ、これを支援する弁護士が果たす役割も大変大きいと思います。